

- ・所内常設直流電源設備（3系統目）は、地震により他設備に悪影響を及ぼさないように、また、地震による火災源、溢水源とならないように、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計とする。

悪影響防止を含めた所内常設直流電源設備（3系統目）の耐震設計については、資料8「耐震性に関する説明書」に基づき実施する。

(2) 火災による影響

- ・地震起因以外の火災による影響に対しては、所内常設直流電源設備（3系統目）は、火災発生防止、感知、消火による火災防護を行う。
- ・所内常設直流電源設備（3系統目）は、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計とする。

悪影響防止を含めた所内常設直流電源設備（3系統目）の火災防護設計については、資料4「発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」に基づき実施する。

(3) 風（台風）及び竜巻による影響

- ・所内常設直流電源設備（3系統目）は、風（台風）及び竜巻による風荷重に対し建屋内に設置することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

悪影響防止を含めた所内常設直流電源設備（3系統目）の風（台風）及び竜巻による風荷重に対する設計については、既工事計画、G T G工事計画及びXXXXXXXXXXの自然現象等に関する説明書に基づき実施する。

(4) 他設備への系統的な影響（電気的な影響を含む。）

- ・所内常設直流電源設備（3系統目）は、重大事故等発生前（通常時）の分離された状態から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。
- ・所内常設直流電源設備（3系統目）は、同時に複数の機能で使用しない設計とする。

(5) 共用

- ・所内常設直流電源設備（3系統目）は、2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。